

第1章 教育・文化の振興



第1節 学校教育

1. 幼稚園教育

▶ 基本方針

幼児期における心身の発達は特にめざましく、幼稚園教育は、人格形成の基礎を培ううえで大切な役割を果たしている。したがって、教育内容の充実に努めるとともに、家庭や地域との連携を密にし、幼稚園教育の一層の推進を図る。また、幼稚園教育における私立幼稚園の果たす役割は大きく、私立幼稚園の助成拡充など公私間の格差是正に努める。

さらに、幼稚園の新設については、公私立幼稚園の協調を図りながら適正配置に努める。

▶ 計 画

① 教育内容の充実

地域や幼児の実態に即した教育が行えるよう、教育

内容の充実に努めるとともに、教職員の研修を計画的に実施する。また、地域や家庭との連携を密にした教育を推進する。

② 私立幼稚園の助成

私立幼稚園児の保護者負担の軽減を図るため、今後とも私立幼稚園補助金制度の充実に努めるとともに、保育助成の拡充を国・府に要請する。

③ 4歳児教育

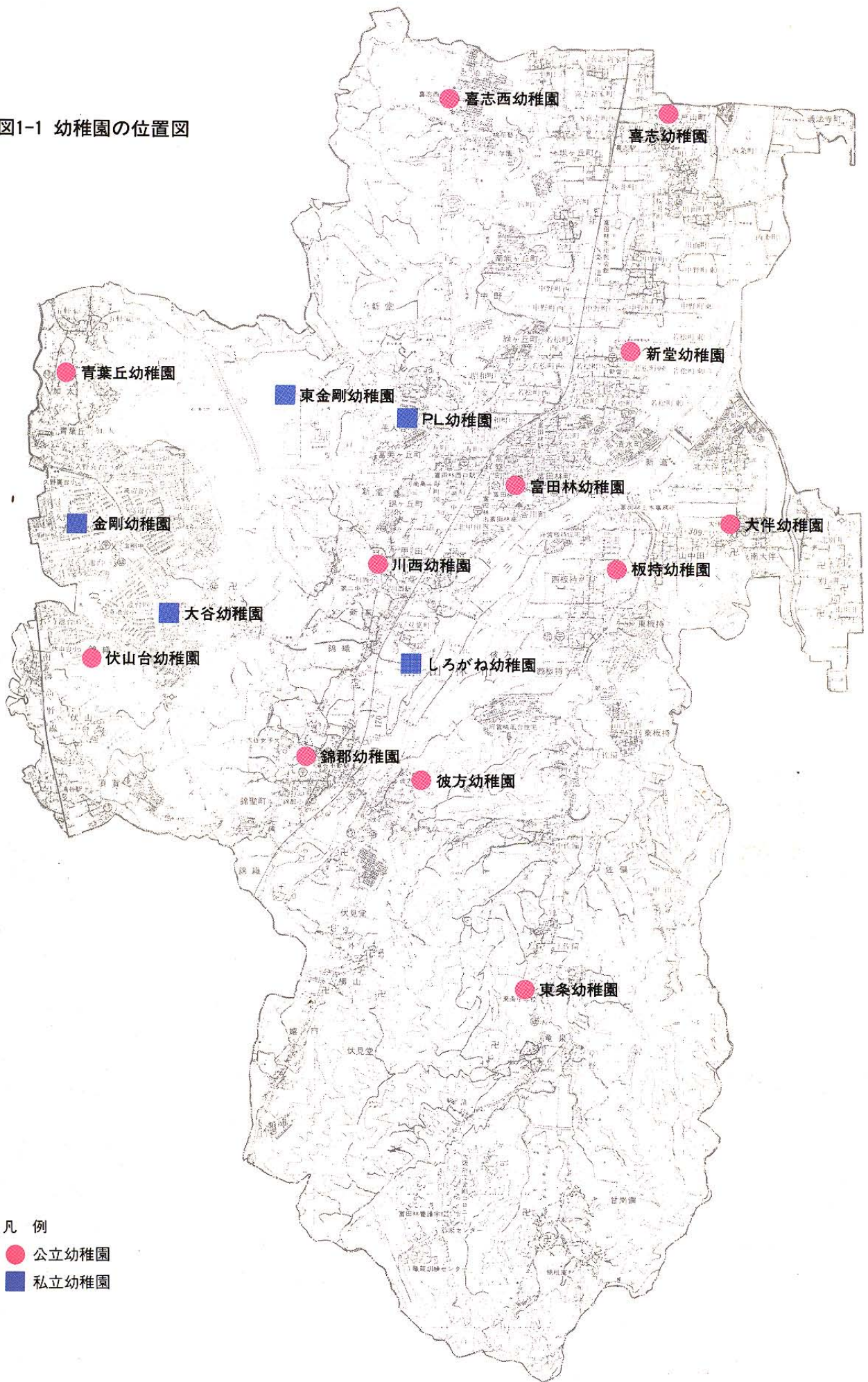
幼稚園の4歳児教育については、公立及び私立幼稚園の協調を図りながら進める。

④ 幼稚園の新設

今後、幼児数の増加が予想される金剛東地区の幼稚園の新設については、公立及び私立幼稚園の協調を図りながら適正配置に努める。



図1-1 幼稚園の位置図



凡例

- 公立幼稚園
- 私立幼稚園

2. 義務教育

▶ 基本方針

すべての児童・生徒が心身共に健やかに育ち、正しい判断力と実践力を養い、豊かな人間性を培うことができるよう、総合的な教育環境の整備を図る必要がある。

本市には、現在、市立の小学校が14校、中学校が6校あるが、今後、人口増加に伴う児童・生徒の増加が予想されることから、人口増加の動向を見極めながら、校区の再編成と小・中学校の適正配置に努める。

また、本市がもつ特性を生かした体験学習や郷土学習などを通じて、郷土への愛着を高め、児童・生徒の個性と能力を伸ばし、集団の質を高める教育を推進するとともに、学校施設の整備や教育機器の導入など良質な教育環境づくりに努める。

さらに、教職員の研究・研修活動や実践交流を積極的に推進するとともに、学校・家庭・地域との連携を強め、人間性豊かな児童・生徒の育成に努める。

▶ 計 画

① 学校の適正配置と校区の再編成

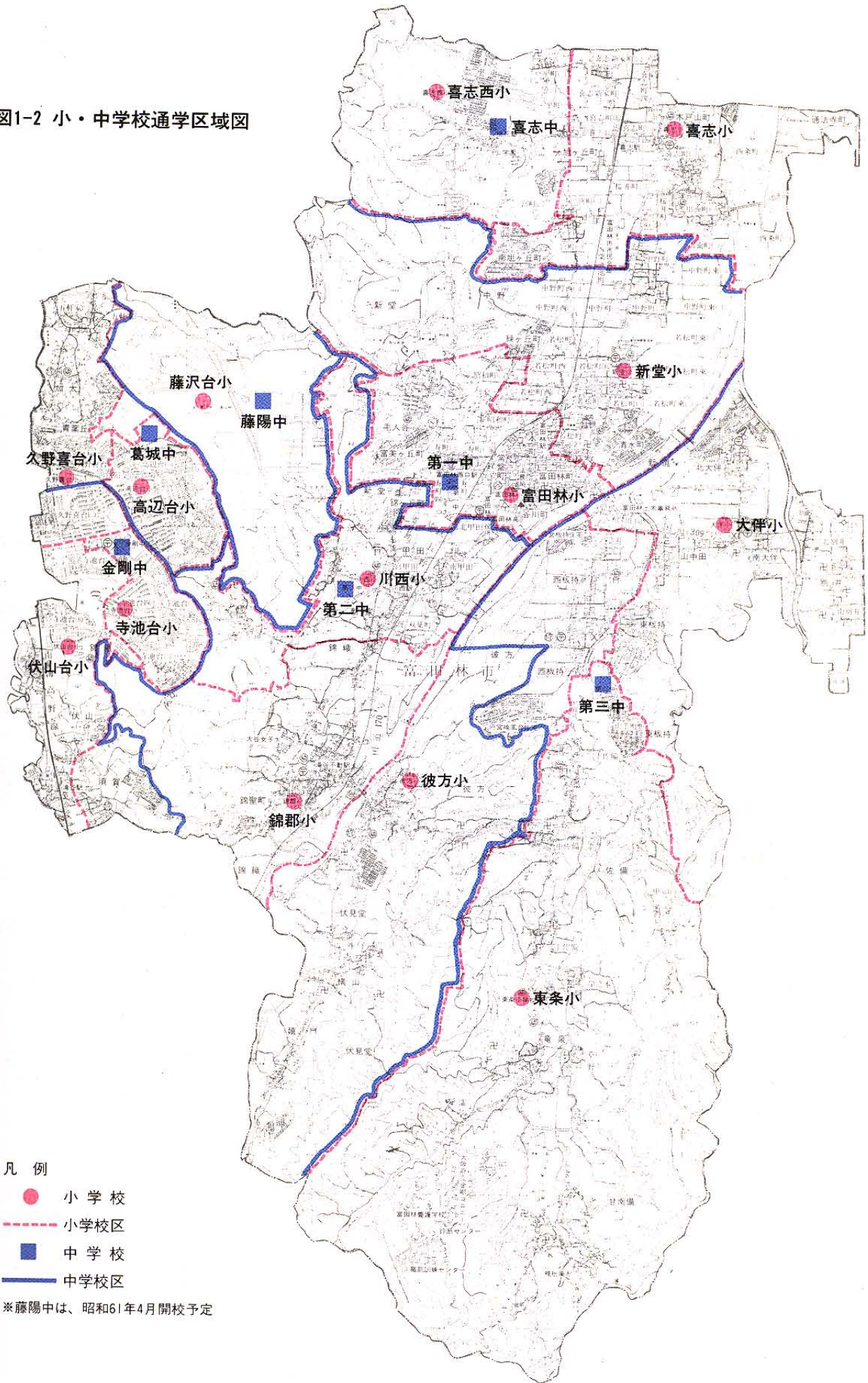
今後、児童・生徒数の増加が予想される金剛東地区などにおいては、入居状況を考慮しながら、小・中学校の新增設を行う。また、コミュニティや通学の安全などに配慮しながら、校区の再編成に努める。

② 体験学習・郷土学習の充実

本市のもつ恵まれた自然・歴史・文化などを積極的に活用し、児童・生徒が新しい発見や感動・思いやりを自ら体得する体験学習や郷土学習の充実に努め、学習意欲や教育効果を高めるとともに、郷土への愛着を深める。



图1-2 小・中学校通学区域图



③ 教育施設等の整備

学校の状況に応じ、教育施設の整備、教育機器の充実、緑化の推進などに努める。

④ 養護教育の充実

関係機関と連携しながら、就学指導など障害児にかかわる指導・相談活動を充実する。

⑤ 健康管理と安全の確保

定期的な健康診断により児童・生徒の健康管理に努めるとともに、学年に応じた保健衛生教育を推進し、健康管理の知識と習慣を養う。また、交通安全教育や安全通学対策などを推進する。

⑥ 学校給食の充実

児童の心身の健全な発達と正しい食習慣を養うため、米飯給食をはじめとする学校給食内容の充実に努める。

⑦ 教職員の研修

市民の期待にこたえる学校教育をめざし、研修及び研究活動を組織的、計画的に実施するとともに、教職員の実践交流を推進する。また、教育センターの整備については、広域的な対応も含めて検討を行う。

⑧ 学校・家庭・地域との連携

学校・家庭・地域が、それぞれの立場における役割と責任を自覚し、その機能を十分果たすよう連携強化を図り、人間性豊かな児童・生徒の育成に努める。

3. 高等学校・大学等

▶ 基本方針

高学歴化の進行に伴い、本市においても高等学校進学率は高く、準義務教育化しつつある。今後、本市及び周辺の人口増加による高校生の増加が予想されるので、広域的に定員増を要請する。

また、大学などと地域との交流を促進し、地域文化の向上を図る。

さらに、大学の研究施設などの誘致に努め、本市の教育文化環境の向上を図る。

▶ 計 画

① 高等学校の充実

本市をはじめとする南河内地域の高校進学希望者の増加が今後予想されるので、関係市町村と協力しながら、府立および私立高等学校の定員増を要請する。

② 大学などの開放

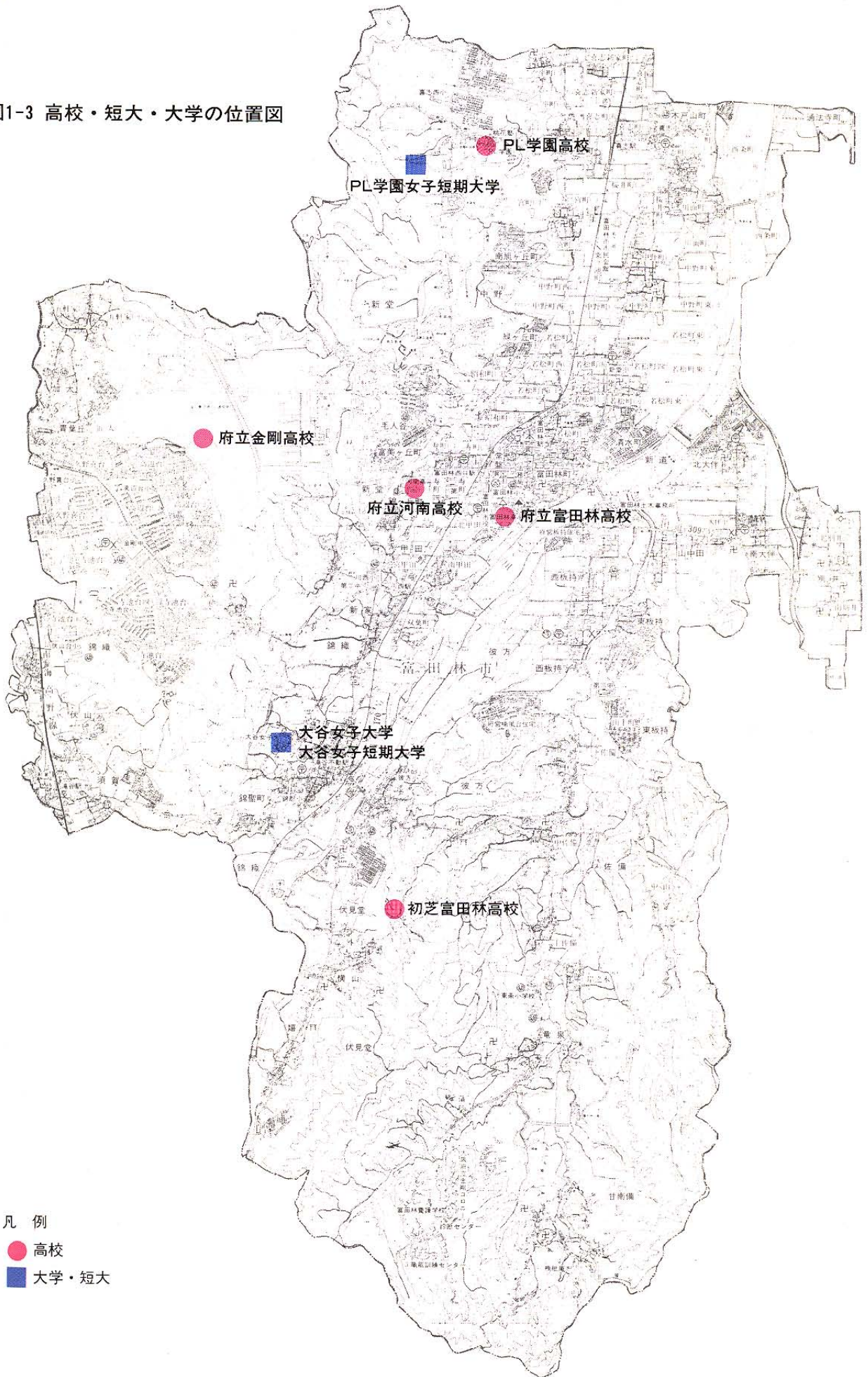
大学などに蓄積された知識や文化が地域に広く活用されるよう公開講座の充実などを要請する。

③ 大学の研究施設などの誘致

本市の豊かな自然環境を利用し、大学の研究施設、セミナーハウスなどの誘致に努める。



図1-3 高校・短大・大学の位置図



- 凡 例
- 高校
 - 大学・短大

第2節 社会教育

1. 社会教育の推進

▶ 基本方針

自由時間の増加、高齢化社会の進展、意識の変化などに伴い、市民の学習意欲は一層増大するとともに、多様化、高度化している。

こうした状況に対応し、市民一人ひとりが生涯を通じて心豊かで充実した人生を送ることができるよう、学習機会の拡充や学習内容の充実に努めるなど、生涯学習のための望ましい学習環境の形成を図る。

また、婦人が社会において、その能力を十分発揮できるように、婦人団体の育成など社会参加促進のための条件整備に努める。

▶ 計 画

① 学級講座の充実

多様化、高度化した学習要求に対応できるよう、幅広いテーマを取り上げ、学級講座の充実を図る。

② 指導者の育成

多彩な学習活動に対応するため、指導者の育成を図るとともに、学識経験者や各分野の専門家などに指導者としての協力を求める。

③ 社会教育ネットワークの形成

公民館などの社会教育施設の整備・充実に努めるとともに、既存施設を有効に利用し、社会教育ネットワークの形成に努め、学習機会の拡充を図る。

④ 婦人団体の育成

婦人の社会参加を促進するため、婦人団体の育成に

努めるとともに、婦人問題の啓発活動を推進する。

2. 青少年の健全育成

▶ 基本方針

次代を担う青少年を心身共に健やかに育成するため、学校・家庭・地域が相互に連携して、健全な社会環境の形成に努める必要がある。

本市では、青少年指導員や各種団体が協力して、非行防止のための啓発活動や相談活動などを行っている。今後もこれらの活動を推進し、さらに、青少年の地域活動への参加を図るなど、青少年の自主的活動を促進する中で、地域ぐるみの青少年健全育成活動を進める。

▶ 計 画

① 健全な社会環境の形成

青少年指導員や各種団体の協力を得て、青少年の相談活動を推進するとともに、青少年に悪影響を与える有害環境の浄化を図るため、関係機関との連携協力のもとに必要な規制や指導に努める。

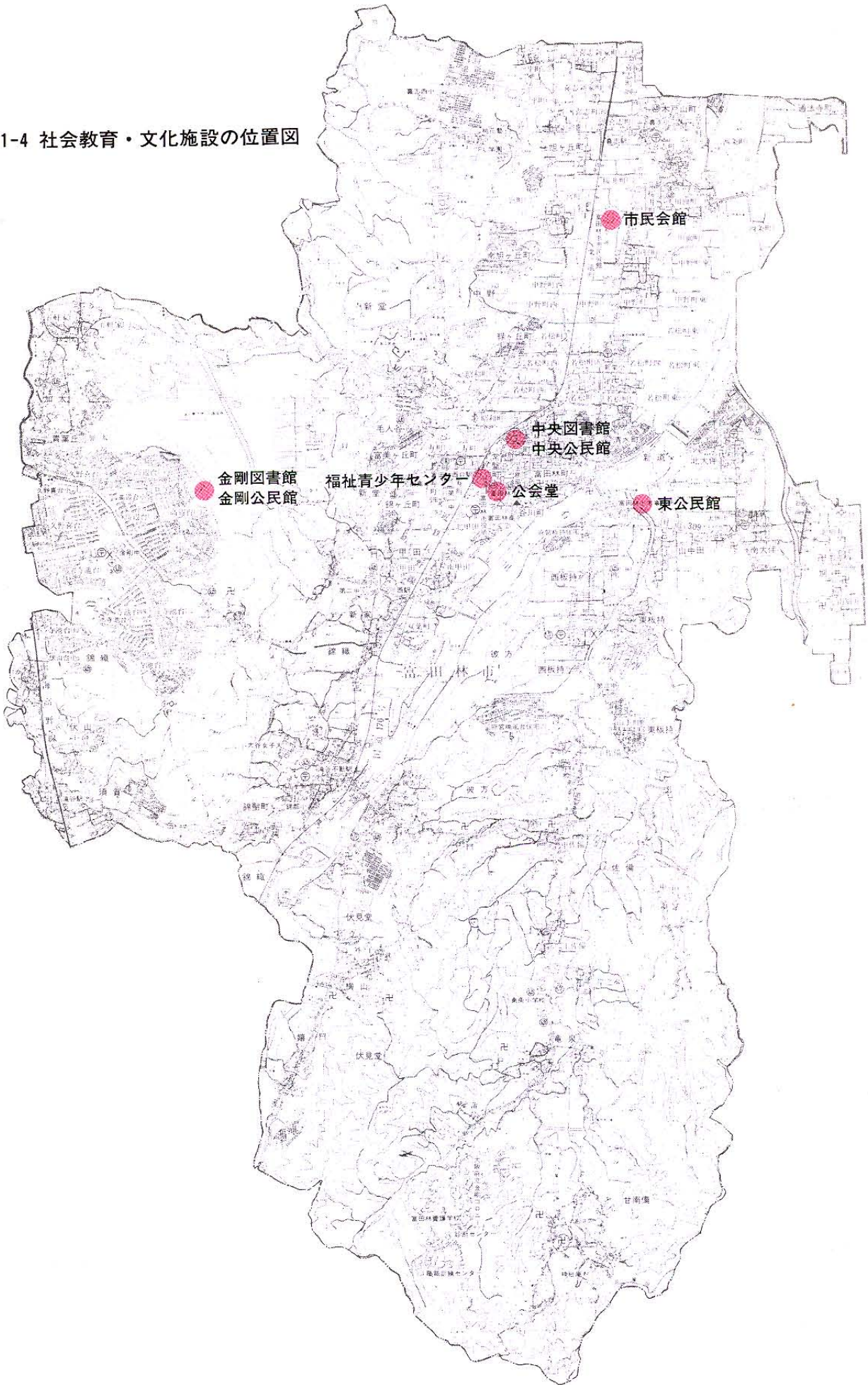
② 青少年活動の推進

文化・スポーツ・レクリエーションを通じて青少年の自主的活動を促進するとともに、市民としての連帯感をはぐくむため、地域活動やボランティア活動への参加を推進する。また、青少年団体の育成と指導者の養成に努める。

③ 青少年自然の家の整備

青少年の自然体験、集団体験及び参加体験の場とし

図1-4 社会教育・文化施設の位置図



第3節 文化・スポーツ

て、宿泊施設などを備えた青少年自然の家の整備について、誘致を含めて検討する。

④ 留守家庭児童施設の整備

児童の健全育成を図るため、今後とも、小学校低学年の児童を対象とする留守家庭児童施設の整備に努める。



1. 文化の振興

▶ 基本方針

文化活動は市民の心の豊かさをはぐくみ、生活にうるおいを与えるとともに、市民のコミュニケーションを深め、郷土への愛着や誇りを高めるなど、これからの本市のまちづくりのうえで大きな役割を担っている。

古い歴史をもつ本市には、優れた文化が数多く残されており、これらの文化の特性を市民生活に生かしながら、新しい地域文化を育て、文化のかおり高い魅力あるまちとしての発展を図る必要がある。

そのため、市民の自主的な文化活動を促進し、各組織の連携を強め、市民文化祭などの文化行事を推進する。

▶ 計 画

① 文化活動の推進

市民の自主的な文化活動を促進するため、文化団体の育成や情報の提供に努めるとともに、大学の文化サークルなどとの交流活動を推進する。また、市民が広く文化に接し、気軽に参加できる機会を提供するため、各組織の連携を強め、市民文化祭などの各種文化行事を充実する。

② 文化施設の整備

富田林駅前や金剛東地区などに文化施設の整備を推進する。

2. 文化財の保護

▶ 基本方針

本市は古い歴史と伝統を持ち、寺内町の町並みをはじめ貴重な文化財が有形無形を問わず数多く残されている。

これらの文化財を保護、活用し、市民の文化財への関心と理解を深め、郷土の歴史の探求と伝統文化の継承を図る。

▶ 計 画

① 寺内町の保全

歴史的な街路景観が連続して見られる寺内町の町並みを保全するため、住民の理解と協力のもとに伝統的建造物群保存地区の指定など、総合的な検討を行い、保全整備を進める。

② 旧杉山家住宅の保存と活用

旧杉山家住宅を寺内町保全のシンボリック施設として整備し、伝統文化の保存、継承のため広く活用を図る。

③ 郷土資料館の整備

市民の郷土への理解を深めるため、郷土資料館の整備に努め、古くから伝わる民俗資料や地域の歴史を示す遺物などの収集保存を図り、広く公開する。

④ 文化財の保護

文化財保護法や本市文化財保護規則、開発指導要綱などにもとづき文化財の保護対策を講じる。また、埋蔵文化財については、その発掘に係る開発者の費用負担の軽減策を国・府に要請する。

⑤ 民話、伝統行事などの伝承と市史の編さん

本市に伝わる民話、伝統行事などの記録、伝承に努めるとともに、古文書の整理や市史の編さんを進める。



图1-5 文化財の分布図

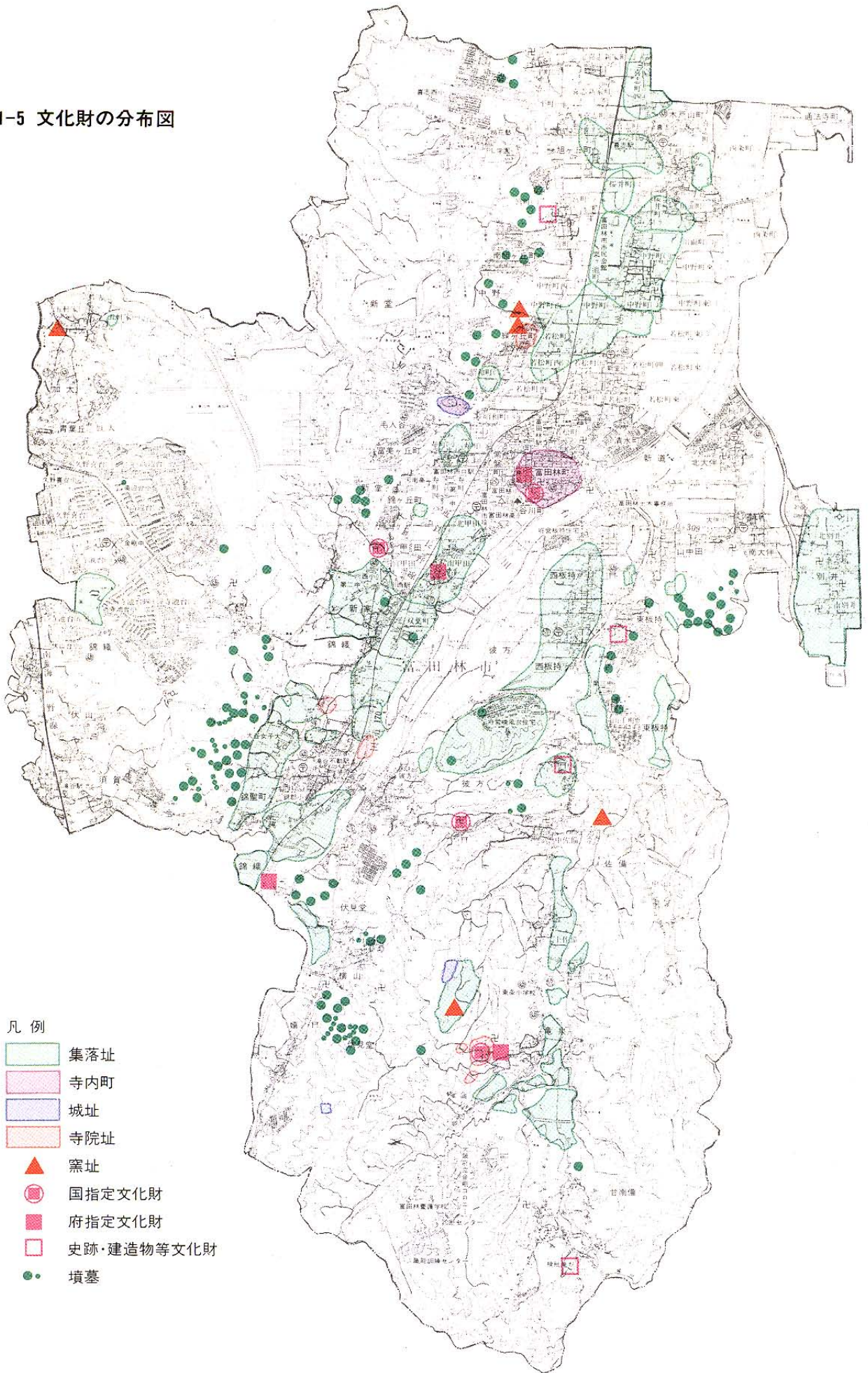


表1-1 指定文化財一覧表

	種類	名称	所在地	所有者	指定年月日
国指定文化財	重要文化財	龍泉寺 仁王門	大字竜泉888番地	龍泉寺	昭和36年3月23日
	〃	錦織神社 本殿・摂社	大字甲田378番地	錦織神社	(本)昭和35年8月29日 (撰)昭和44年6月20日
	〃	瀧谷不動明王寺 二童子立像	大字彼方1761番地	瀧谷不動明王寺	昭和31年6月28日
	〃	旧杉山家住宅	富田林町14番31号	富田林市	昭和58年12月26日
	名勝	龍泉寺 庭園	大字竜泉888番地	龍泉寺	昭和56年5月11日
府指定文化財	彫刻	浄谷寺 石造 地藏菩薩立像	富田林町7番12号	浄谷寺	昭和45年2月20日
	〃	龍泉寺 木造 金剛力士像2軀	大字竜泉888番地	龍泉寺	昭和49年3月29日
	〃	〃 木造 聖徳太子立像 他	〃	〃	昭和51年3月31日
	史跡	東高野街道 錦織一里塚	大字錦織7番地の1・8番地の1	田中正雄	昭和45年2月20日
	〃	水郡 邸	大字甲田305番地	水郡末子	昭和49年3月29日

3. スポーツの振興

▶ 基本方針

市民が生涯を通じて健康で明るい生活が営めるよう、スポーツに親しむ機会を広げていくことが必要である。

また、市民総合体育館の利用が年間10万人を越えるなど、市民のスポーツ施設の利用は年々増加しており、スポーツに対する関心の高さを示している。

このような中で、スポーツ人口の増大やスポーツの多様化に対応するため、総合グラウンドの整備や既存スポーツ施設の積極的利用を図る。

また、スポーツ教室の充実や指導者の育成に努めるとともに、各組織の連携を強め、市民体育大会などの行事を充実し、スポーツ活動を推進する。

▶ 計 画

① 総合グラウンドの整備

増大するスポーツ人口に対応し、スポーツ活動の振興を図るため、総合グラウンドの整備に努める。

② 既存施設の整備

グラウンド・プールなどの既存施設について整備、充実に努めるとともに、学校体育施設の一般開放の推進や民間スポーツ施設の活用を促進する。

③ スポーツ活動の推進

スポーツに親しむ機会を広げるため、市民体育大会やスポーツ教室を充実する。また、指導者の養成、スポーツ団体の育成に努め、スポーツ人口の拡大を図る。

④ 野外活動の推進

市民の心身の健全な発達を図るため、キャンプ活動など野外活動の推進に努めるとともに、指導者の育成に努める。

図1-6 スポーツ施設の位置図

